

請願・陳情の取扱い

1. 請願・陳情とは

議会は、選挙で選ばれた、市民の代表である議員により構成され、行政の提案する条例や予算などを決定する権限を持ち、行政を監視するほか、議会から条例立案や政策を提言するなどの活動を行っています。

一方、市民の皆様が市政などについて直接市議会に要望するものとして「請願・陳情」があります。

「請願」は、日本国憲法第16条に認められた国民の権利の一つで、国又は地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。

「陳情」は、請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、国又は地方公共団体の機関に対し、実情を述べ適当な措置を要望することをいいます。

☆ 請願と陳情の違い

「請願」も「陳情」も要望等を述べる点で趣旨は同じです。大きな相違点としては、陳情は請願のように提出に当たって議員の紹介の必要がない点です。

じょうり市議会では、提出された「請願・陳情」を所管委員会に付託し、慎重に審査して採否を決定しています。その結果、採択（寄せられた意見や要望を市政に反映すべきであると判断）されたものについては、市に要望するものであれば市長等に対して送付し、実現を要請しています。

2. 請願・陳情書の提出について

(1) 請願・陳情書の記載事項 様式に決まりはありませんが、文書により、邦文で下記の必要事項を記入してください。なお、請願書の提出には1人以上の紹介議員が必要となります。

- 件名
- 請願・陳情の趣旨
- 提出年月日
- 請願・陳情者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
- 請願・陳情者の署名または記名押印（法人の場合は代表者の署名または記名押印）
- △ <請願の場合>紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印

◇ 意見陳述（提出者説明）

請願を受理する際に、意見陳述（提出者説明）の申し出の有無を伺います。意見陳述とは、請願提出者が審査する委員会の委員が一堂に会する場で、審査の事前に請願の趣旨の補足説明等を行うものです。

意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書を開会日の前日までに提出していただきます。その後、委員会で意見陳述の可否を決定し、意見陳述が認められれば説明いただく日時を別途御案内します。

意見陳述の詳しい手続きについては請願書提出時にご説明させていただきます。（またはホームページの「意見陳述を希望される方へ」をご参照ください。

◆様式例（参考例です。A4判等の用紙に必要事項を記載してください。）

(例) ○○○に関する請願書	件名 請願・陳情
(請願趣旨)について請願します。	の主旨
○○年○○月○○日	提出年月日
じょうり市議会議 長 殿	提出者の住所
提出者 住所 じょうり市○○町 1-1-1 氏名 浄瑠璃 太郎 ㊞ (署名または記名押印)	提出者の署名 or 記名押印
紹介議員 ○○○○ ○○○○	紹介議員の署名 or 記名押印 (陳情の場合は不要です)

※受理した請願は各議員へ配付する際、市議会の統一的な書式に転記します。

(2) 添付資料 道路や下水道など、場所や位置を特定する場合は、簡単な図面を添付してください。

(3) 提出締切日（次の会期中の審査対象） 招集告示日（原則、議会開会日の1週間前）の翌日の正午までです。締切日を過ぎると、さらにその次の会期中での審査となります。

(4) 提出場所

○ 議会事務局（じょうり市役所5階）へ提出してください。

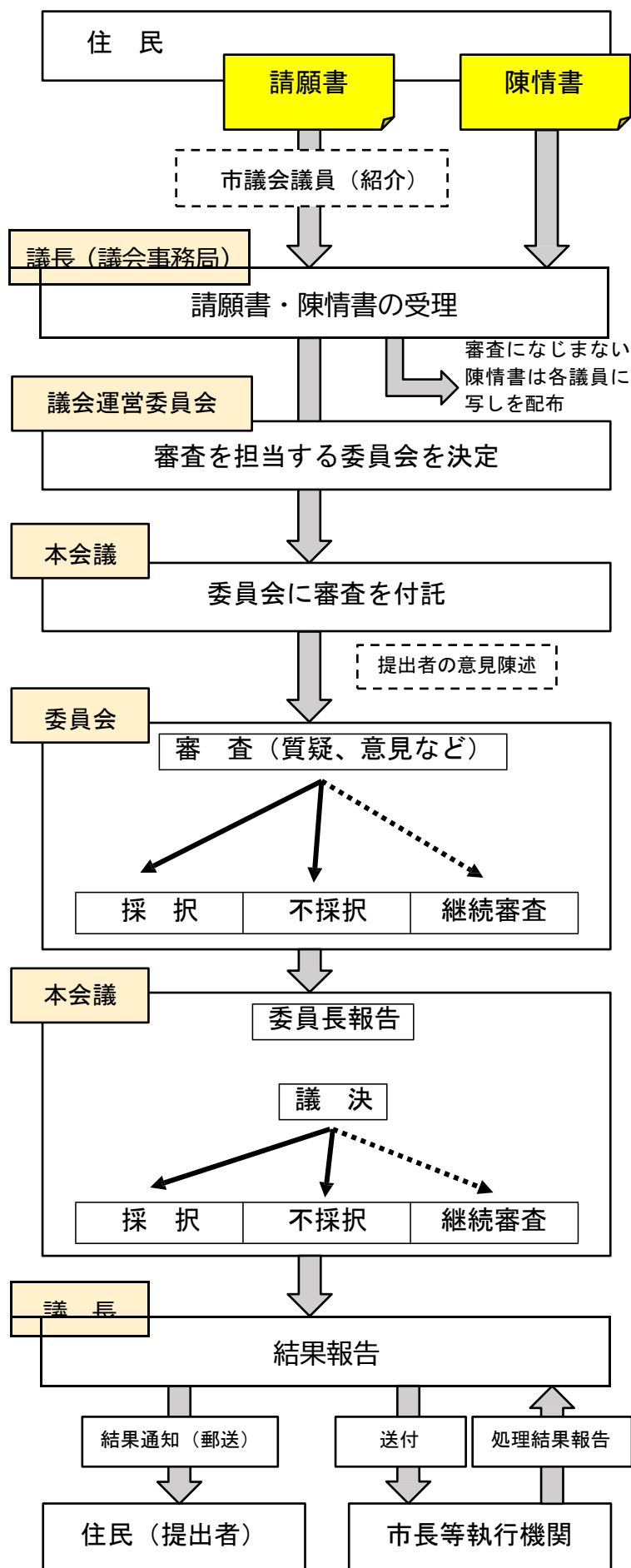
○ 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※連絡事項が発生した場合のために、提出者の連絡先（電話番号）を伺います。

3. 請願・陳情 の取扱い

請願・陳情は受理した後、議会運営委員会で取扱いを決定します。請願については審査を担当する委員会を決定します。その後、担当する委員会で請願を審査し、委員会の審査結果（採択・不採択）を本会議に報告します。本会議では、委員会の審査報告を受け、最終的な議会としての結論（採択・不採択）を決定（＝議決）します。

陳情は、請願と同様に審査することに決定したのものについては請願同様に取扱い、審査になじまないものについては委員会で審査せず、その写しを各議員に送付し、要望を伝えます。



(1) 請願・陳情書を提出します。
 ※ 請願には紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

(2) 議会事務局で内容・要件等を確認した後、議長が受理します。
 ※ 受理時、提出者からの意見陳述の申し出の有無を確認し、実施する場合は日時を別途御連絡します。

(3) 議会本会議で各常任委員会へ審査を付託します。

(4) 委員会で詳細・慎重に審査し採択、不採択を決定します。
 ※ その他の結果としては、継続審査（議会の会期中に結果が得られず、なお審査を要する場合）等があります。

(5) 本会議において、委員会の審査結果を報告し、請願・陳情の取扱いを議決します。
 ※ 継続審査の場合は、当該会期終了後、議会閉会中に再度委員会で審査します。

(6) 議長は定例会の会期終了後、請願・陳情者へ結果を通知します。なお採択の場合、市長や教育委員会などの執行機関へ送付し、実現を要請します。

4. 議決結果の取扱い

議決結果は、基本的に採択・不採択の2通りです。

- ① 採 択・・・内容や趣旨が妥当であり、かつ実現の可能性があるもの
- ② 不採択・・・実現困難だと判断されるもの
- ③ 継続審査・・・会期中に上記の結論が出ず、なお内容を調査、検討するため、閉会中に継続して審査を必要とするもの

じょうり市議会では議決後に提出者の住所宛てに請願・陳情の結果通知を送付しています。

御不明な点や詳細については、下記へお問い合わせください。

じょうり市議会事務局議事係（じょうり市役所5階）

じょうり県じょうり市じょうり町1番地1

TEL 0000-00-2300（直通）

FAX 0000-01-2300

E-mail : gikai@example.com